

## 高額医療・高額介護合算制度

医療と介護サービス費の両方を利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

### ※平成 21 年度の支給要件・支給額

世帯内で同一の医療保険に加入している人全員が、平成 20 年 8 月から 21 年 7 月末にお支払いされた医療費と介護サービス費の自己負担限度額の合計が次の基準額を超える場合に、その超えた金額を支給します。

### ※合算した場合の限度額（年額／8 月～翌年 7 月）は、以下のようになっています。

平成 20 年 4 月から 7 月までの分は、平成 20 年 8 月から平成 21 年 7 月までの分と合算してカッコ内の限度額を適用する場合があります。

#### 自己負担限度額（年額）

所得区分	70 歳未満
上位所得者	126 万円(168 万円)
一般	67 万円(89 万円)
住民税非課税	34 万円(45 万円)

所得区分	70～74 歳
現役並み所得者	67 万円(89 万円)
一般	56 万円(75 万円)
住民税非課税	31 万円(41 万円)
住民税非課税(注)	19 万円(25 万円)

(注) 年金収入 80 万円以下

### ※申請手続きについての留意点

- 小郡市の国民健康保険にご加入で支給の対象となる人には、後日、市役所より文書でお知らせします。その他の医療保険に加入している人は、加入している医療保険の担当におたずねください。
- ただし、次に該当する人には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合がありますので、現在加入している医療保険の担当におたずねください。

※平成 20 年 4 月から平成 21 年 7 月末までの間に、

- ・市町村を越えて転居した人
- ・他の医療保険から国民健康保険に移った人

問い合わせ先 国保年金課 国保係 内線 424、425 / 介護保険課 介護保険係 内線 452、453

## 定額給付金の申請は平成21年9月24日までとなっています。

国の経済対策として実施中の定額給付金について、現在、市全体のおよそ 97% の世帯に給付されています。まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請手続きをしていただきますようお願いいたします。

### 〈申請方法〉

郵送もしくは市役所窓口にて申請してください。万が一、申請書を紛失してしまった場合は、市企画課までご連絡ください。

#### ◇窓口での申請の場合

場 所：市企画課（市役所本館 2 階）

時 間：平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時

持ってくるもの：申請書、印鑑、本人確認書（運転免許証、健康保険証等）、振込先金融機関の通帳

### 〈申請期限〉

平成 21 年 9 月 24 日(木)まで（9 月 24 日消印有効）

### 〈注意事項〉

- ・申請期限までに申請が行われなかった場合、定額給付金の受給を辞退したものとみなします。
- ・申請書の不備による振込不能等が原因で給付できなかった場合、市が確認等を行った上でなお、必要な修正ができなかったときは、申請が取り下げられたものとみなします。

問い合わせ先 企画課企画政策係 ☎ 72-2111 内線 224